

令和 5 年度鈴鹿市コミュニティバス広告掲載募集要領

1 趣旨

本市では自主財源の確保を目的に、コミュニティバス車両を用いた広告掲載の募集を行います。広告で得られた収入はコミュニティバス運行及び時刻表発行の財源として使用されます。

2 掲載個所，規格，掲載料及び募集枠数

募集媒体	掲載料（年間）	募集枠数
バス停留所のサブタイトル （車内音声案内含む）	150,000 円 （太陽の街・平田線の バス停は 120,000 円）	各バス停に 1 （バス時刻表と連動）
バス時刻表（鈴鹿市内公共交通時刻表）	広告の大きさにより 50,000 円から 300,000 円まで	25 前後 （発行ごと）
バス車両（車内・側面窓上部壁面）	15,000 円	30（1 台につき 3 枠ま で）
バス車両（車内・後部左側車窓ガラス面）	20,000 円	16（車両後部左側車窓 2 か所）
バス車両（車体・車体後部）	86,000 円	8
バス車両（車体背面及び両側面における車両ラ ッピング）	600,000 円	8
バス車両（車体左側面における車両ラッピング）	250,000 円	
バス車両（車体右側面における車両ラッピング）	200,000 円	
バス車両（車体背面における車両ラッピング）	150,000 円	

※上記表中掲載料欄の料金は、広告デザイン費用やラッピングステッカー等の製作費用（いわゆるインシヤルコスト）は含みません。

※サブタイトルを付与できないバス停が若干あります。詳しくはお問合せ先で御確認ください。

※サブタイトルは、停名板への掲載のほか、車内音声案内やバス時刻表とも連携して広告します。

※応募数によって、バス車両広告の募集枠数は前後する場合があります。

3 掲載期間

令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）

4 応募方法及び選定方法

①令和 4 年 12 月 2 日（金）までに、鈴鹿市広告掲載申込書（鈴鹿市広告掲載要綱第 1 号様式）に必要な書類（広告掲載希望デザインを紙媒体へ出力したもの）を添えて、都市計画課

へ郵送，または直接お持ち込みください。

なお，郵送の場合は，当日必着とさせていただきます。また，直接持ち込みの場合は，開庁時間の平日 8 時 30 分～17 時 15 分の受付となります。

②応募者多数の場合は，お申し込みの順に優先順位を決定します。

※バス車両の車体広告及びバス停留所のサブタイトルは，継続申込みを優先とします。

③広告掲載の可否の決定は，鈴鹿市広告審査委員会の審査を経た上で，鈴鹿市広告掲載決定通知書（鈴鹿市広告掲載要綱第 2 号様式）により申込者に通知します。

※上記①の応募期限までに募集数に満たない場合は，期限後も引き続き募集します。この場合の「3 掲載期間」は，別途協議の上決定します。

※応募書類は返却できませんので御留意ください。

5 掲載料の納付

広告掲載の決定を受けた事業者等のかたに納入通知書を送付しますので，納付通知書に記載の納入期限までに，鈴鹿市収納代理金融機関【百五銀行，三十三銀行，北伊勢上野信用金庫，東海労働金庫，中京銀行，鈴鹿農業協同組合，東日本信用漁業協同組合連合会（三重県内の店舗），ゆうちょ銀行】の窓口において，掲載料を納付してください。

広告媒体	納入期限
(1) バス停留所のサブタイトル(車内音声案内含む)	令和 5 年 1 月 31 日
(2) バス時刻表	令和 5 年 1 月 31 日
(3) バス車両 (車内)	令和 5 年 3 月 3 日
(4) バス車両 (車体)	令和 5 年 3 月 3 日

※掲載期間の途中で広告主の都合により広告掲載を取りやめる場合，払戻しいたしませんので十分御注意ください。掲載期間の開始前であっても，(1) については車内音声案内作成最終校正締切日，(2) については時刻表印刷最終校正締切日以降の広告掲載の取りやめに係る払戻しはいたしません。

6 その他

本広告掲載の実施については，鈴鹿市契約規則，鈴鹿市広告掲載要綱，鈴鹿市広告掲載基準及び鈴鹿市コミュニティバス広告掲載取扱基準等の関係規則の規定に基づき行います。

また，バス運行時刻及びルートについては，2022 年度版鈴鹿市内公共交通時刻表を御覧ください。

【お問合せ先】

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18-18

鈴鹿市 都市計画課 総務・交通政策グループ

電話 059-382-9024

FAX 059-384-3938

電子メールアドレス toshikekaku@city.suzuka.lg.jp